

設立趣意書

杉並区では、「みどり豊かな福祉と文化のまち」の実現を目的として人間性の尊重、ふれあいと連帯の醸成、自然と文化の重視を理念とする基本構想を掲げている。

この基本構想の実現に向け、すべての区民が生涯の各時期において、身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興を重要な施策の一つに位置づけ、杉並区においては、スポーツの場と機会を充実するため施設の整備・スポーツ活動の普及・振興にとり組んでいる。

しかし、高齢化社会の進行、余暇時間の増加、価値観の多様化、個人生活の重視など、区民の生活を取りまく環境や意識は大きく変化しており、必ずしも十分なスポーツ振興が図られているとは言えない。スポーツが、心身の健全な発達と豊かな人間性を培い、健康で文化的な生活を営むうえで極めて重要であり、また、コミュニティの形成に果たす役割も大きいことを考えると今まで以上に生涯スポーツ活動を推進する必要があると考える。

こうした観点から、杉並区では区と住民との協力により昭和61年10月に設立した任意団体である杉並区スポーツ振興会に体育館の管理運営を委託し、住民自らが住民の発想と視点で区民のスポーツニーズに応え、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ってきた。しかし、同会は公共的団体であるとはいえ、任意団体であるがために、事業・組織・財政運営面で限界を感じるが多々あった。このため、今後も区民の一層のスポーツ活動を促進し支援するには、管理運営面での充実・強化を図り、法的、社会的にも認知されやすい財団法人化が望ましいと考えるに至った。

財団法人化により、財政基盤及び人的・組織的強化を図り、スポーツ指導者養成事業をはじめ、より質の高い各種事業を展開することにより、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資することを目的として、財団法人杉並区スポーツ振興財団を設立するものである。